

○厚生労働省告示第百五十六号

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示を次のように定め、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年三月三十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示

第一次に掲げる告示の規定中「厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養」を「厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養」に改める。

一 生活保護法第五十二条第二項の規定による診療方針及び診療報酬（昭和三十四年厚生省告示第百二十五号）第二号

二 平成十九年厚生労働省告示第百八号（医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項の件）第二条第二号

第二次に掲げる告示の規定中「第十条第一項第一号ハ」を「第十条第一項第一号ホ」に、「第十一

条の三の六第一項第一号ハ」を「第十一条の三の六第一項第一号ホ」に、「第二十三条の三の五第一項第一号ハ」を「第二十三条の三の五第一項第一号ホ」に改める。

一 健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額（平成八年厚生省告示第二百三号）第一号の表規則第五十八条第一号又は第二号に該当する者の項

二 後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額（平成十九年厚生労働省告示第三百九十五号）第一号の表規則第三十五条第一号に該当する者の項

第三 健康保険法施行規則第六十二条の三第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成十八年厚生労働省告示第四百八十八号）の一部を次のように改正する。

第一号中「第五号に規定する指定難病の患者」を「難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五条第一項に規定する指定特定医療を受ける同項に規定する指定難病の患者（次号において「指定難病の患者」という。）」に改める。

第二号中「第五号に規定する」を削る。

第五号を削る。